

法務省民商第3008号

平成23年12月14日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号。以下「改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第391号。以下「改正政令」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第93号。以下「改正省令」という。）が本日をもって公布され、施行されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）を、「令」とあるのは改正政令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）をいいます。

記

第1 東日本大震災の被災者等が本月15日から平成33年3月31日までの

間に受ける本店等の移転の登記等の免税措置（法第41条の3関係）

1 会社・法人に関する免税措置

(1)に掲げる法人が本月15日から平成33年3月31日までの間に(2)に掲げる登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さないとされた（法第41条の3第1号，改正法附則第17条第7項，令第32条の3第1項，第3項から第5項まで）。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人

ア 当該法人が次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものであること。

(ア) 株式会社，合名会社，合資会社若しくは合同会社又は外国会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）

(イ) 相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する相互会社をいう。以下同じ。）又は外国相互会社（同条第10項に規定する外国相互会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 一般社団法人又は一般財団法人

(エ) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）

(オ) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）

イ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する建物が，東日本大震災により，滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下同じ。）をし，又は警戒区域設定指示等（本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示及び住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示，勧告，

助言その他の行為を行うことの指示をいう(法第37条第1項第1号、規則第13条第2項)。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域に所在していたものであること。

- (ア) 事務所(本店若しくは支店若しくは外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいう。)の用に供する建物
- (イ) 支配人を置いた営業所の用に供する建物
- (ウ) 次のaからiまでのいずれかに該当する者の住所(その者が法人である場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)にある建物
 - a 株式会社の代表取締役、代表執行役、株主名簿管理人又は支配人
 - b 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社の取締役、監査役又は支配人
 - c 合名会社又は合資会社の社員若しくは社員の職務を行うべき者又は支配人
 - d 合同会社を代表する社員若しくは当該社員の職務を行うべき者又は支配人
 - e 相互会社の代表取締役、代表執行役又は支配人
 - f 外国会社又は外国相互会社の日本におけるaからeまでの法人と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、当該aからeまでに掲げる者と同種又は類似の者及び日本における代表者
 - g 一般社団法人又は一般財団法人の代表理事
 - h 特定目的会社の取締役、監査役、支配人又は特定社員名簿管理人
 - i 投資法人の執行役員又は投資主名簿管理人
- (エ) 株主名簿管理人(外国会社にあっては、これと同種又は類似の者)、特定社員名簿管理人又は投資主名簿管理人の営業所の用に供する建物
- (オ) 会計参与(外国会社又は外国相互会社にあっては、これと同種又は類似の者)が定めた次に掲げる書類を備え置く場所に所在する建

物

- a 会社法第435条第2項又は第441条第1項に規定する書類
- b 保険業法第54条の3第2項に規定する書類
- c 外国会社又は外国相互会社の株式会社又は相互会社と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、a又はbと同種又は類似の書類
- d 資産の流動化に関する法律第102条第2項に規定する書類

ウ イ(ア)から(オ)までのいずれかに該当する建物を使用していた者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者(当該証明を受けた者がイ(ウ) a から i まで、(エ)又は(オ)に掲げる者である場合にあっては、これらの者に係る法人)であること。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する登記

ア (1)イ(ア)の事務所の移転(当該建物が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域に所在していた場合にあっては、当該日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までの間に行われるものに限る。以下同じ。)の登記

イ (1)イ(イ)の営業所の移転の登記

ウ (1)イ(ウ)の住所の移転の登記

エ (1)イ(エ)の営業所の移転の登記

オ (1)イ(オ)の場所の移転の登記

2 個人商人に関する免税措置

(1)に掲げる者が本月15日から平成33年3月31日までの間に(2)に掲げる登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さないとされた(法第41条の3第2号、改正法附則第17条第7項、令第32条の3第1項、第2項)。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 商号又は支配人の登記をしていた個人商人又はその相続人であること。

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する建物が、東日本大震災により、滅失をし、又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該

警戒区域設定指示等の対象区域に所在していたものであること。

(ア) 商号の登記をした営業所の用に供する建物

(イ) 当該商人の住所にある建物

(ウ) 支配人を置いた営業所の用に供する建物

(エ) 支配人の住所にある建物

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であること。

(ア) イ(ア)から(エ)までのいずれかに該当する建物を使用していた者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者（当該証明を受けた者がイ(ウ)又は(エ)の支配人である場合にあっては、支配人の登記をしていた個人商人）

(イ) (ア)に掲げる者が(ア)の証明を受けた後に死亡した場合にあっては、当該者が死亡したときにおけるその者の相続人である者

(ウ) (ア)に掲げる者が(ア)の証明を受ける前に死亡した場合にあっては、当該者が死亡したときにおけるその者の相続人であって、当該者が使用していた建物がイ(ア)から(エ)までに掲げる建物であることにつき、当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する登記

ア (1)イ(ア)の営業所の移転の登記

イ (1)イ(イ)の住所の移転の登記

ウ (1)イ(ウ)の営業所の移転の登記

エ (1)イ(エ)の住所の移転の登記

3 1又は2の免税措置を受けるために登記の申請書に添付すべき書類

(1) 1(1)イ(ア)から(オ)まで及び2(1)イ(ア)から(エ)までのいずれかに該当する建物が滅失をした場合における免税措置を受けようとする者は、1(2)又は2(2)に掲げる登記の申請書に、当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で当該建物を使用していた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は本店、主たる事務所若しくは日本における営業所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるもの(以下「**り災証明書**」という。)を添付しなければならないとされた(規則第17条の3第1項第1号)。

(2) 1(1)イ(ア)から(オ)まで及び2(1)イ(ア)から(エ)までのいずれかに該当

する建物が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合における免税措置を受けようとする者は、1(2)又は2(2)に掲げる登記の申請書に、り災証明書並びに当該警戒区域設定指示等が行われた日及び当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）の記載がある書類を添付しなければならないとされた（規則第17条の3第1項第2号）。

- (3) 2(1)ウ(イ)又は(ウ)の相続人が免税措置を受けようとするときは、(1)又は(2)の書類のほか、当該相続人の戸籍の謄本その他のその免税措置を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類を添付しなければならないとされた（規則第17条の3第2項）。
- (4) 免税措置の対象となる登記が本店又は主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にする登記（商業登記法（昭和38年法律第125号）第51条（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。））である場合において、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第49条の規定により、新所在地における登記の申請書に添付されている(1)から(3)までの書類（以下「免税証明書」と総称する。）の還付の請求があったときは、この還付に係る手続は、旧所在地を管轄する登記所の登記官が行うものとする。
- (5) 免税措置の対象となる登記が商業登記法第49条第1項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により申請された場合において、本店の所在地における登記に係る免税証明書が当該登記の申請書に添付されたときは、支店の所在地における登記に係る免税証明書の添付を省略することができるものとする。

第2 東日本大震災の被災者等が本年3月1日から本月14日までの間に受けた本店等の移転の登記等の免税措置

- 1 第1の1(1)に掲げる法人又は第1の2(1)に掲げる者が本年3月1日から本月14日までの間に受けた第1の1(2)又は第1の2(2)に掲げる登記についても、第1と同様の免税措置を適用するとされた（改正法附則第17条第8項）。この場合においては、2を除き、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第31条第1項第3号に該当する事実があったものとして、関係法令を適用することとなる。

2 登録免許税の還付に係る事務の取扱い

- (1) 1の免税措置について登録免許税法第31条第2項の規定による請求をする場合には、本月15日から5年を経過する日までに、登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第31条第2項の請求書に免税証明書を添付して提出しなければならないとされた（改正規則附則第2条第4号）。

当該請求書には、請求人又はその代表者が記名押印するものとする。この場合において、当該請求書に押印すべき印鑑は、商業登記法第20条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記所に提出された印鑑とするものとする。

- (2) 登記官は、(1)により添付された免税証明書のうち、り災証明書の原本が官公署に提出済みであることその他当該り災証明書の原本を提出することができないことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該り災証明書の写しの提出をもって提出すべき書類が提出されたものとして取り扱って差し支えない。

- (3) 登記官は、還付対象となる登記を受けた者から当該登記が還付対象となるものであることを証する書類を提出して登録免許税の還付の通知をすべき旨の請求があった場合において、提出された書類、登記簿、当該登記の申請書類等により当該登記が還付対象となる登記に該当することを確認したときは、登録免許税法第31条第1項に基づく通知をしなければならない。

- (4) (1)の請求をしようとする者は、(1)の免税証明書と併せて当該免税証明書と相違がない旨を記載した謄本を提出することにより、当該免税証明書の還付を請求することができるものとする。この場合において、登記官は、当該免税証明書を還付したときは、商業登記規則第49条及び商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。）第52条の規定に準じて、当該謄本に原本還付の旨を記載して押印しなければならないものとする。

- (5) (1)の請求書及び免税証明書は、(3)の通知をした後、当該通知に係る還付通知書と併せて、申請書類つづり込み帳につづり込んで保管するものとする。

また、商業登記法第11条の2の規定による登記簿の附属書類の閲覧の請求があった場合には、当該還付対象となる登記に係る当該通知に関する書面を登記簿の附属書類として取り扱うものとする。

- (6) 免税措置の対象となる登記が本店又は主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にする登記であるときは、旧所在地における登記に係る登録免許税の還付の請求は、新所在地を管轄する登記所を経由してすることができるものとする。この場合における事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 新所在地を管轄する登記所の登記官は、登記事務日記帳（準則第18条）に受付の記載をして、当該請求書及び免税証明書を旧所在地を管轄する登記所に送付する。

なお、旧所在地の請求書に添付されている免税証明書に係る(4)の還付の手続は、新所在地を管轄する登記所の登記官が行う。

イ アによる送付を受けた旧所在地を管轄する登記所においては、(1)の請求があったものとして取り扱う。

- (7) 免税措置の対象となる登記が商業登記法第49条第1項の規定により申請された場合においては、支店の所在地における登記に係る(1)の請求は、本店の所在地を管轄する登記所に対し、本店の所在地における登記に係る(1)の請求と併せてするものとする。この場合において、本店の所在地における登記に係る免税証明書が当該登記の申請書に添付されているときは、支店の所在地における登記に係る免税証明書の添付を省略することができるものとする。